



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年2月12日水曜日 第583号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の辞退.....	(障がい福祉課).....	68
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	68
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(南予地方局環境保全課).....	68
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	70
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	70

### 告 示

#### ○愛媛県告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和7年2月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退に係る医療の種類	辞 退 年月日
吉田内科泌尿器科医院	腎臓(育成医療・更生医療)	令和7年 1月31日

#### ○愛媛県告示第89号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
令和7年2月12日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851000103	NPO法人レッチャーノ	愛媛県伊予市森山1102番地	松下 勝 則	児童発達支援 放課後等デイサービス	てらす五色	愛媛県伊予市灘町306番地	令和7年 3月1日

#### ○愛媛県告示第90号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所、愛南町役場及び愛媛県のホームページ([https://www.pref.ehime.jp/site/setohou\\_juurann/98375.html](https://www.pref.ehime.jp/site/setohou_juurann/98375.html))において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年2月12日

愛媛県宇和島保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大成建設株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
代表取締役社長 相川 善郎
- 事業場の名称及び所在地  
津島道路新内海トンネル工事  
愛媛県南宇和郡愛南町柏地先
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第55号
- 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)及び排水水の量(排水系統別の量を含む)並びに用水及び排水の系統

#### 5 汚水等の処理施設に関する事項

##### (1) 設備2(既設)

	変 更 前	変 更 後
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、中和処理、ろ過処理	凝集沈殿、中和処理

##### (2) 設備3(新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手日より4週間後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処 理 施 設 の 種 類	物理化学処理
処 理 施 設 の 型 式	濁水処理設備 (株)東洋製作所 T J H - 120及びT J H - 150
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製

処理施設の主要寸法	(T J H - 120) 縦 8.5メートル 横 2.3メートル 高さ 4.9メートル (T J H - 150) 縦 10.1メートル 横 2.3メートル 高さ 4.9メートル		
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、中和処理、ろ過処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11 最大 11	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 5,000	通常 25 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.5 最大 1
	砒素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.013 最大 0.03	通常 0.013 最大 0.03
	ふつ素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.08 最大 0.2	通常 0.08 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,311 最大 7,200	通常 4,311 最大 7,200	

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口(既設)

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	湧水(清水)専用排水口
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5	
	最大	10	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	25
		最大	50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2
		最大	3
燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5	
	最大	1	
砒素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.013	
	最大	0.03	
ふつ素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.08	
	最大	0.2	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,313	
	最大	3,840	

(2) No.4排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)		通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 25 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 2 最大 3
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 0.5 最大 1
	砒素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 0.013 最大 0.03
	ふつ素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 0.08 最大 0.2
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,624 最大 11,040

備考 この他に雨水専用排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第91号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 2 ) 第18535号	令和2年 10月6日	井上建築	井上 茂雄	喜多郡内子町川中315	令和6年 12月3日	建築工事業	建設業の廃止
( 特 - 2 ) 第622号	令和2年 12月15日	ヤシロ農園(有)	山本マチエ	八幡浜市八代153	令和6年 12月24日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字梁瀬乙935番3から 同町大竹字切畠甲1330番4まで	令和7年2月12日